明治三十七年十一月二日　第四千百十六號　（定價金貳錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も質と新聞たり

時事新報社

時事新報

時事新報定價（郵税減額による他改に伴ふ）

一號　貳錢五厘　一箇月　前金五拾錢　一箇月　前金貳圓八拾五錢　一箇年　前金五圓六拾錢　月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セリ）

郵税　一日受取りたる前金は凡て通貨を以て選送する事なく新聞紙の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事を御承知被下度候

時事新報選送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾五錢

二　西亞米利加、中米墨西哥、米國若しくは加奈陀を經て歐羅巴する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港、シンガポール、馬來半島、蘇門答臘、爪哇諸嶋、ボルネオ、セレベス諸嶋、ルソン諸嶋　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦鹽斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行金壹錢五厘宛　一日壹回掲載　一箇月　金壹圓

廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下の割引を受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべく審に付豫め廣告依頼者諸君に公告す。

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞紙に報道を發送し各新聞社は之を受け紙面を塡事するより各社同一の記事を掲ぐるが爲から多し時事新報社は此弊に通信員の寄せ来る所を以て東都の社に通信を依頼せず諸地に往々此事を聞き知りて通信社に対（報道すれば本社にも其報道に通ずる事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せずして本社に保存せず

雜録

輸出税の廢止

戰爭第一の必要は軍費の用意なり輸部の内地に於ては紙幣にて用を辨じたるが故に其だ便利なりとかども第一軍は既に鴨綠江を渡り第一軍も亦渡海していよ〳〵敵地に踏込み彼の内地に輸戰するの場合を為りたれば紙幣の通用は素より望む可らずして自から減貨の必要を増す可し而して戰爭の長短は一切豫想の外にして或は明日にも結局を見るか又は幾月幾年を要して尚ほ終を告げざるやも知る可らず見に尚に長日月に亘るものとして軍費の用意に外より便費を獲收するの計を為すは目下の必要なる可し或は外債云々の說もあれども我輩の所見は前日來述べたる如く今日の處にては差支なき筈なれども外債に依り其必要なきのみならず外債の吸收の必要あらんとして自から他に方便もあるべし而して輸出品とは之を輸出するに金銀に換（外債の物産）即ち金銀なるが故に其輸出の道を明らかにする政府の責任なり或は唯貿易の事たる政府の干渉すべきに非ず又意を以て強す可きに非ずとは言へども元來商賣の事たる政府の干渉すべきに非ず又意を以て強す可きに非ずとは言へども元來商賣の事たる政府の干渉すべき所にして政府の勸め誘ひは唯貿易の道を明らかにするに過ぎざるのみ而して自から他に方便もあるべし而して輸出品とは之を輸出するに金銀に換（外債の物産）即ち金銀なるが故に其輸出の道を明らかにする政府の責任なり或は唯貿易の事たる政府の干渉すべきに非ず又意を以て強す可きに非ずとは言へども元來商賣の事たる政府の干渉すべき所にして政府の勸め誘ひは唯貿易の道を明らかにするに過ぎざるのみ而して自から他に方便もあるべし而して輸出品とは之を輸出するに金銀に換（外債の物産）即ち金銀なるが故に其輸出の道を明らかにする政府の責任なり或は唯貿易